

賛助会員規約

（目的）

第1条 この規約は、定款第5条の規定に基づき、一般社団法人 PaLaNA Initiative(以下「当法人」という)の設立趣旨に賛同し、その事業活動の推進に資することを目的とする。

（資格）

第2条 賛助会員の資格を有する者は、当法人の趣旨に賛同し、当法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（入会）

第3条 当法人の会員となるためには、別に定める賛助会員入会申込書を申請し理事会において決定する。

（入会金、会費）

第4条 賛助会員は、入会金と年会費を納入するものとする。

- ・ 入会金 100,000 円
- ・ 年会費 年額一口 50,000 円（口数は毎年変更可能とする。）

（退会）

5. 賛助会員が退会を希望する場合、あらかじめ当法人に届出て退会できる。
但し、既に納入された年会費は返納しない。

（除名）

第6条 当法人は、以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により賛助会員を除名することができる。

- (1) 当法人の事業を妨げ又は妨げようとした場合
- (2) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした場合
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

（守秘義務）

7. 当法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。
また、会員は当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

（賛助会員特典）

第8条 当法人は、第1条の目的を達成するために賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 当法人との情報交換のための懇談会等の開催
- (2) 当法人のホームページへのバナー掲載及びリンク
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（その他）

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則

この規約は、令和元年5月22日より施行する。